26川行革第239号
平成27年1月16日

川崎市教育委員会
委員長　峪　正人　様

川崎市長　福　田　紀　彦

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について

教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきくこととされている地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

1　議案の内容について

(1)　制定する条例

川崎市附属機関設置条例及び附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(2) 議案の背景、経緯

・現在、本市には２７５の附属機関等があり、他の政令市と比較すると大変多い状況にある。

・要綱等で設置している「協議会等」について、実態的に法律又は条例により設置する「附属機関」に該当するとの判決が、下級審で複数なされており、札幌市、さいたま市、横浜市、京都市などでも同様の見直しが行われている。

(3) 主な内容

・要綱等で設置している「協議会等」については、時の経過とともに求められる役割や機能、委員構成等が徐々に変化し、附属機関とすることが妥当なものもあり、これらについては整理統合等を行った上で附属機関に位置付ける。

・附属機関等の数が多い中、上位の附属機関や目的が類似している附属機関等に整理統合が可能なもの、個別具体的な課題等に対して専門家等から意見聴取を行う懇談会等に位置付けることが可能なものについては積極的に整理統合等を進める。

・こうした取組により、組織の簡素化、弾力的な運用を図り、より効率的・効果的な調査審議等を行う。

(4)　根拠法令について

地方自治法138条の４第３項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(5)　施行期日

平成27年4月1日

※(7)の施行期日は整理統合等を行う附属機関の現在の委員の任期の終期の翌日とする。

(6)　川崎市附属機関設置条例において新たに設置する教育委員会の附属機関

ア　川崎市教育委員会事務局指定管理者選定評価委員会

イ　川崎市教科用図書選定審議会

ウ　川崎市学校給食センター整備等事業者選定審査委員会

エ　川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会

(7)　附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例において一部改正を行う条例（整理統合等を行う附属機関名）

ア　川崎市総合教育センター条例（川崎市総合教育センター運営委員会）

イ　川崎市市民館条例（市民館運営審議会）

ウ　川崎市立図書館設置条例（川崎市立図書館協議会）

エ　川崎市教育文化会館条例（川崎市教育文化会館運営審議会）

オ　川崎市青少年の家条例（川崎市青少年の家運営協議会）

カ　川崎市少年自然の家条例（川崎市少年自然の家運営協議会）

キ　川崎市黒川青少年野外活動センター条例（川崎市黒川青少年野外活動センター運営協議会）

ク　川崎市青少年科学館条例（川崎市青少年科学館協議会）

ケ　川崎市立日本民家園条例（川崎市立日本民家園協議会）

コ　川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例（川崎市有馬・野川生涯学習支援施設運営協議会）

(8)　議案を提出する議会

平成27年第1回川崎市議会定例会

2　他都市の状況

指定都市では、札幌市、さいたま市、横浜市、京都市などで附属機関等の見直しを実施し、条例を制定済。

議案第　　号

川崎市附属機関設置条例の制定について

川崎市附属機関設置条例を次のとおり制定する。

平成２７年　　月　　日提出

川崎市長　福　田　紀　彦

川崎市附属機関設置条例

（趣旨）

第１条　この条例は、法令又は他の条例若しくは規則で別に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、市長の附属機関として別表第１及び教育委員会の附属機関として別表第２の附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

（所掌事務）

第３条　附属機関の所掌事務は、別表第１及び別表第２の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

（組織）

第４条　附属機関は、別表第１及び別表第２の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の定数の欄に掲げる委員をもって組織する。

２　委員は、別表第１及び別表第２の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから、市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）が委嘱し、又は任命する。

３　市長等は、附属機関に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

（委員の任期）

第５条　委員の任期は、別表第１及び別表第２の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

３　臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

（会長）

第６条　附属機関に当該附属機関を代表し、会務を総理する者（以下「会長」という。）１人を置き、委員の互選により定める。

２　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちからあらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第７条　附属機関は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

２　附属機関は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　附属機関の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第８条　附属機関は、必要に応じ部会を設置することができる。

２　部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が会議に諮って指名する。

３　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

４　部会長は、部会の事務を掌理する。

５　部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

６　部会の会議については、前条の規定を準用する。

７　附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が附属機関に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に別表第１及び別表第２の附属機関の欄に掲げる附属機関に相当する合議体（以下「従前の合議体」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、第４条第２項の規定により別表第１及び別表第２の附属機関の欄に掲げる附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、第５条第１項本文の規定にかかわらず、同日における従前の合議体の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

別表第１（第２条～第５条関係）

市長の附属機関

附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	任期
川崎市総務局指定管理者選定評価委員会	総務局が所管する公の施設における指定管理者制度の適否、管理を行う指定管理者の選定及び評価について調査審議すること。	８人以内	学識経験者	２年
川崎市退職職員の再就職候補者選考委員会	定年、勧奨、任期満了等により退職する職員の再就職に関する事務	５人以内	⑴　学識経験者 ⑵　関係団体の役職員	１年
川崎市行財政改革に関する計画策定委員会	行財政改革に関する計画の策定について必要な事項を調査審議すること。	５人以内	学識経験者	委嘱された日から平成２８年３月３１日まで
川崎市公共事業評価審	社会資本の整備を目的とする公共事業であって、国の	５人以内	学識経験者	２年

査委員会	交付金又は補助金を受けて行うものに関し市長が行った評価について審議すること。			
川崎市協働・連携のあり方検討委員会	協働・連携に関する基本的な考え方及び協働・連携による地域の課題解決を促進するための仕組みについて調査審議すること。	１０人以内	⑴　学識経験者 ⑵　関係団体の役職員 ⑶　市民	委嘱された日から平成２８年３月３１日まで
川崎市入札監視委員会	入札及び契約の過程並びに契約の内容について調査審議すること。	３人	学識経験者	３年
川崎市政府調達苦情検討委員会	政府調達に関する協定の対象となる調達に係る供給者からの苦情の内容及びその解決について調査審議すること。	３人	学識経験者	３年
川崎市市民・こども局	市民・こども局が所管する公の施設における指定管理	８人以内	学識経験者	２年

指定管理者選定評価委員会	者制度の適否、管理を行う指定管理者の選定及び評価について調査審議すること。			
川崎市自治功労賞選考委員会	市民の福祉の増進及び市民自治の推進に貢献し、特に顕著な功績のあった者に贈呈する川崎市自治功労賞の受賞者の選考その他必要な事項について審議すること。	５人以内	⑴　学識経験者 ⑵　副市長	委嘱され、又は任命された日から賞の贈呈が終了する日まで
川崎市人権施策推進協議会	人権思想の普及啓発の推進、人権侵害の防止及び人権救済等の方策を協議するとともに人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成１２年法律第１４７号）第５条の規定により策定する	１８人以内	⑴　学識経験者 ⑵　関係団体の役職員 ⑶　市民	２年

	川崎市人権施策推進基本計画の推進に関し必要な事項について調査審議すること。			
川崎市文化賞等選考委員会	川崎市の文化、芸術、地域社会、市民福祉、スポーツ等の各分野において、その向上及び発展に尽力し、その功績が顕著な者に贈呈する川崎市文化賞その他の賞の受賞者の選考について審議すること。	１５人以内	⑴　学識経験者 ⑵　市職員	委嘱され、又は任命された日から賞の贈呈が終了する日まで
川崎市こども本部指定管理者選定評価委員会	こども本部が所管する公の施設における指定管理者制度の適否、管理を行う指定管理者の選定及び評価について調査審議すること。	８人以内	学識経験者	２年
川崎市保育所入所児童等健康管理	児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２４条第１項に規定する保育所又は	６人以内	⑴　医師 ⑵　学識経験者 ⑶　市職員	２年

委員会	同条第２項に規定する認定こども園若しくは家庭的保育事業等を利用し、又は利用が認められる保育を必要とする乳児又は幼児の健康管理に関することについて審議すること。			
川崎市保育所等整備事業者選定委員会	保育所を設置し、又は小規模保育事業を行う民間事業者の選定について調査審議すること。	５人以内	学識経験者	２年
川崎市経済労働局指定管理者選定評価委員会	経済労働局が所管する公の施設における指定管理者制度の適否、管理を行う指定管理者の選定及び評価について調査審議すること。	８人以内	学識経験者	２年
川崎市産業振興協議会	産業の振興に関する総合的な施策に関し必要な事項について調査審議すること。	２０人以内	⑴　学識経験者 ⑵　関係団体の役職員	２年
川崎市観光振興計画推進委員会	観光の振興に関する施策の指針となる計画の策定、当該計画に基づく事業の進捗状況に関する評価その他観光の振興の推進に関し必要	１０人以内	⑴　学識経験者 ⑵　関係団体の役職員 ⑶　観光事業に従事する者	２年

	な事項について調査審議すること。		⑷　市職員	
川崎市農業振興計画推進委員会	農業の振興に関する施策の指針となる計画の策定、当該計画に基づく事業の進捗状況に関する評価その他農業の振興の推進に関し必要な事項について調査審議すること。	２０人以内	⑴　学識経験者 ⑵　農業に従事する者 ⑶　関係団体の役職員 ⑷　市民	３年
かわさき産業デザインコンペ審査委員会	市内の企業が設定するデザインの課題及び当該課題に対して応募された作品の選定について調査審議すること。	５人以内	学識経験者	委嘱された日から当該日の属する年度の末日まで
新川崎・創造のもり産学交流・研究開発施設	新川崎・創造のもり産学交流・研究開発施設を整備する事業者の選定について審議すること。	７人以内	⑴　学識経験者 ⑵　市職員	１年

整備事業推進委員会				
かわさきマイスター選考委員会	本市の区域内に居住し、又は在勤し、及び長年にわたり同一の職種に従事する者であって、技術又は技能を有するもののうち、卓越したものの選考について審議すること。	１０人以内	⑴　学識経験者 ⑵　関係団体の役職員	３年
川崎市環境局指定管理者選定評価委員会	環境局が所管する公の施設における指定管理者制度の適否、管理を行う指定管理者の選定及び評価について調査審議すること。	８人以内	学識経験者	２年
川崎市地球温暖化防止活動推進センター選考委員会	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成１０年法律第１１７号）第２４条第１項に規定する地域地球温暖化防止活動推進センターの指定について調査審議すること。	５人以内	⑴　学識経験者 ⑵　関係団体の役職員 ⑶　関係行政機関の職員	委嘱された日から当該日の属する年度の末日

				まで
川崎市温室効果ガス排出量ライフサイクル評価委員会	製品等のライフサイクル（製品等の原材料の調達から廃棄又は再資源化までの一連の流れをいう。以下この項において同じ。）を考慮したうえで本市の区域外での温室効果ガスの削減に優れた環境技術により貢献する量を認証する川崎メカニズム認証制度の基準及びライフサイクルを通じて温室効果ガスの削減に貢献する製品等を認定する低CO_2川崎ブランド事業の基準に基づき審査した結果並びに当該制度及び当該事業の課題について調査審議すること。	１１人以内	⑴　学識経験者 ⑵　関係団体の役職員	２年
川崎市廃棄物処理施設専門家会議	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第８条の２第３項（第９条第２項において準用する場合を含む。）及び第１５条の２第３項（第	７人以内	学識経験者	２年

	１５条の２の６第２項において準用する場合を含む。）に規定する意見を述べること。			
川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会	健康福祉局が所管する公の施設における指定管理者制度の適否、管理を行う指定管理者の選定及び評価について調査審議すること。	８人以内	学識経験者	２年
川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会	健康福祉局の主管に属する事務に関する施設の設置、運営等によって公共サービスを実施する民間事業者の選定（川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会の所掌事務に属するものを除く。）について調査審議すること。	５人以内	学識経験者	２年
川崎市福祉サービス第三者評価事業推進委員会	高齢者、障害者及び障害児並びに児童に対する福祉サービスの第三者による評価の手法、評価の基準その他第三者による評価を推進するために必要な事項につい	５人以内	⑴　学識経験者 ⑵　関係団体の役職員	２年

	て調査審議すること。			
川崎市福祉有償運送運営協議会	福祉有償運送に関し、その必要性、輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置並びに旅客から収受する対価について審議すること。	１５人以内	⑴　関係団体の役職員 ⑵　市民 ⑶　関係行政機関の職員 ⑷　市職員	２年
川崎市感染症対策協議会	感染症について発生の予防及び流行の防止のために必要な措置等について調査審議すること。	２５人以内	⑴　学識経験者 ⑵　関係団体の役職員 ⑶　市職員	２年
川崎市医療安全相談センター運営協議会	川崎市医療安全相談センターの活動の方針及び相談の事例について調査審議すること。	９人以内	学識経験者	２年
川崎市精度管理専門委員会	臨床検査技師等に関する法律（昭和３３年法律第７６号）第２０条の３第１項の規定により登録された衛生検査所への立入検査及び精度管理指導に関する事項その他検査精度の向上に関し必要な事項について調査審議すること。	６人以内	学識経験者	２年

川崎市心身障害者福祉事業基金運営委員会	心身障害者福祉事業基金から生じる収益を助成する事業の選定、当該基金に対する市民の理解及び協力を得るための手段その他当該基金の適正な運営の確保に関し必要な事項について調査審議すること。	６人以内	⑴　学識経験者 ⑵　関係団体の役職員	２年
川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会	建設緑政局が所管する公の施設における指定管理者制度の適否、管理を行う指定管理者の選定及び評価について調査審議すること。	８人以内	学識経験者	２年
川崎市多摩川プラン推進会議	多摩川の利活用に関し、より総合的な施策の展開を目指して策定された計画の推進を図るために必要な事項について調査審議すること。	１０人以内	⑴　学識経験者 ⑵　関係団体の役職員 ⑶　関係行政機関の職員 ⑷　市民	２年
川崎市港湾局指定管理者選定評価委員会	港湾局が所管する公の施設における指定管理者制度の適否、管理を行う指定管理者の選定及び評価について調査審議すること。	８人以内	学識経験者	２年

川崎市川崎区指定管理者選定評価委員会	川崎区が所管する公の施設における指定管理者制度の適否、管理を行う指定管理者の選定及び評価について調査審議すること。	８人以内	学識経験者	２年
川崎市川崎区市民提案型協働事業審査委員会	市及び地域課題の解決に資するため川崎区の区域内において実施する事業を提案する団体が協働して取り組む川崎区市民提案型協働事業の実施に関し、当該事業の選定及び評価について調査審議すること。	５人以内	⑴　学識経験者 ⑵　川崎区区民会議委員（川崎市区民会議条例（平成１８年川崎市条例第１１号）に規定する川崎区に置かれた区民会議の委員をいう。） ⑶　市職員	２年
川崎市幸区指定管理者選定評価委員会	幸区が所管する公の施設における指定管理者制度の適否、管理を行う指定管理者の選定及び評価について調査審議すること。	８人以内	学識経験者	２年
川崎市幸区市民提案型	市及び地域課題の解決に資するため幸区の区域内にお	５人以内	⑴　学識経験者 ⑵　市職員	２年

協働事業審査委員会	いて実施する事業を提案する団体が協働して取り組む幸区市民提案型協働事業の実施に関し、当該事業の選定及び評価について調査審議すること。			
川崎市中原区指定管理者選定評価委員会	中原区が所管する公の施設における指定管理者制度の適否、管理を行う指定管理者の選定及び評価について調査審議すること。	８人以内	学識経験者	２年
川崎市中原区市民提案型協働事業審査委員会	市及び地域課題の解決に資するため中原区の区域内において実施する事業を提案する団体が協働して取り組む中原区市民提案型協働事業の実施に関し、当該事業の選定及び評価について調査審議すること。	５人以内	⑴　学識経験者 ⑵　中原区区民会議委員（川崎市区民会議条例に規定する中原区に置かれた区民会議の委員をいう。） ⑶　関係団体の役職員 ⑷　市職員	２年
川崎市高津	高津区が所管する公の施設	８人	学識経験者	２年

区指定管理者選定評価委員会	における指定管理者制度の適否、管理を行う指定管理者の選定及び評価について調査審議すること。	以内		
川崎市高津区市民提案型協働事業審査委員会	市及び地域課題の解決に資するため高津区の区域内において実施する事業を提案する団体が協働して取り組む高津区市民提案型協働事業の実施に関し、当該事業の選定及び評価について調査審議すること。	５人以内	学識経験者	２年
川崎市宮前区指定管理者選定評価委員会	宮前区が所管する公の施設における指定管理者制度の適否、管理を行う指定管理者の選定及び評価について調査審議すること。	８人以内	学識経験者	２年
川崎市多摩区指定管理者選定評価委員会	多摩区が所管する公の施設における指定管理者制度の適否、管理を行う指定管理者の選定及び評価について調査審議すること。	８人以内	学識経験者	２年
川崎市多摩区市民提案	市及び地域課題の解決に資するため多摩区の区域内に	５人以内	⑴　学識経験者 ⑵　市職員	２年

型協働事業審査委員会	おいて実施する事業を提案する団体が協働して取り組む多摩区市民提案型協働事業の実施に関し、当該事業の選定及び評価について調査審議すること。			
川崎市麻生区指定管理者選定評価委員会	麻生区が所管する公の施設における指定管理者制度の適否、管理を行う指定管理者の選定及び評価について調査審議すること。	８人以内	学識経験者	２年
川崎市麻生区市民提案型協働事業審査委員会	市及び地域課題の解決に資するため麻生区の区域内において実施する事業を提案する団体が協働して取り組む麻生区市民提案型協働事業の実施に関し、当該事業の選定及び評価について調査審議すること。	５人以内	⑴　学識経験者 ⑵　麻生区区民会議委員（川崎市区民会議条例に規定する麻生区に置かれた区民会議の委員をいう。） ⑶　関係団体の役職員 ⑷　市職員	２年
川崎市メデ	川崎市が行う救急業務に関	１１	⑴　医師	２年

ィカルコントロール協議会	し必要な事項について調査審議すること。	人	⑵　医療関係者 ⑶　関係行政機関の職員 ⑷　市職員	
川崎市危険物等保安審議会	消防法（昭和２３年法律第１８６号）第２条第７項に規定する危険物及び石油コンビナート等災害防止法（昭和５０年法律第８４号）第２条第１号に規定する石油等の保安の確保について調査審議すること。	２０人以内	学識経験者	２年
川崎市コンビナート安全対策委員会	石油コンビナート等災害防止法（昭和５０年法律第８４号）第２条第２号に規定する石油コンビナート等特別防災区域その他の区域の行政的及び専門的事項の調査審議を行うこと。	４人以内	学識経験者	２年

別表第２（第２条～第５条関係）

教育委員会の附属機関

附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	任期

川崎市教育委員会事務局指定管理者選定評価委員会	教育委員会事務局が所管する公の施設における指定管理者制度の適否、管理を行う指定管理者の選定及び評価について調査審議すること。	８人以内	学識経験者	２年
川崎市教科用図書選定審議会	市立学校において使用する教科用図書の選定について調査審議すること。	２０人以内	⑴　学識経験者 ⑵　学校教育関係者 ⑶　市職員	１年
川崎市学校給食センター整備等事業者選定審査委員会	学校給食センターの整備等に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号。以下この項において「法」という。）第８条第１項の規定による民間事業者の選定、法第１１条に規定する客観的な評価その他必要な事項について調査審議すること。	８人以内	⑴　学識経験者 ⑵　市職員	委嘱され、又は任命された日から法第１１条に規定する客観的な

				評価の公表の日まで
川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会	橘樹官衙遺跡群の調査並びに保存、整備及び管理に関する事項ついて審議すること。	１０人以内	学識経験者	２年

参考資料

制　定　要　旨

この条例は、法令又は他の条例若しくは規則で別に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定するものである。

議案第　　号

附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

平成２７年　　月　　日提出

川崎市長　福　田　紀　彦

附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

（川崎市行政区画審議会条例の廃止）

第１条　川崎市行政区画審議会条例（昭和４６年川崎市条例第３６号）は、廃止する。

（川崎市市民ミュージアム条例の一部改正）

第２条　川崎市市民ミュージアム条例（昭和６２年川崎市条例第４５号）の一部を次のように改正する。

第２１条を削り、第２２条を第２１条とする。

（川崎市岡本太郎美術館条例の一部改正）

第３条　川崎市岡本太郎美術館条例（平成１１年川崎市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第１６条を削り、第１７条を第１６条とする。

（川崎市大山街道ふるさと館条例の一部改正）

第４条　川崎市大山街道ふるさと館条例（平成４年川崎市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第１８条及び第１９条を削り、第２０条を第１８条とする。

（川崎市男女共同参画センター条例の一部改正）

第５条　川崎市男女共同参画センター条例（平成１１年川崎市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第１９条を削り、第２０条を第１９条とする。

（川崎市青少年問題協議会条例の一部改正）

第６条　川崎市青少年問題協議会条例（昭和３３年川崎市条例第２６号）の一部を次のように改める。

第３条第３項を削り、同条第４項中「副会長１人」を「会長及び副会長各１人」に改め、同項を同条第３項とする。

（川崎市立労働会館条例の一部改正）

第７条　川崎市立労働会館条例（昭和２６年川崎市条例第７３号）の一部を次のように改正する。

第１９条及び第２０条を削り、第２１条を第１９条とする。

（川崎市生活文化会館条例の一部改正）

第８条　川崎市生活文化会館条例（平成７年川崎市条例第４７号）の一部を次のように改正する。

第１９条を削り、第２０条を第１９条とする。

（川崎市社会福祉審議会条例の一部改正）

第９条　川崎市社会福祉審議会条例（平成１２年川崎市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第２条中第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号を加える。

（４）法第１０７条に規定する市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）に関すること。

第７条第１項中「老人の福祉に関する事項を調査審議するため、審議会に

老人福祉専門分科会を置く」を「同条第２項の規定に基づき、審議会に次の表左欄に掲げる専門分科会を置き、同表右欄に掲げる事項を調査審議する」に改め、同項に次の表を加える。

老人福祉専門分科会	老人の福祉に関する事項
地域福祉専門分科会	地域福祉計画に関する事項

第７条第２項及び第３項中「及び老人福祉専門分科会」を「、老人福祉専門分科会及び地域福祉専門分科会」に改める。

（川崎市葬祭条例の一部改正）

第１０条　川崎市葬祭条例（昭和２７年川崎市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第１５条第２項中「市」を「市長」に改め、同条に次の１項を加える。

３　市長は、前項の指定をしようとするときは、川崎市市民葬儀運営協議会の意見を聴くものとする。

第１６条を第１７条とし、第１５条の次に次の１条を加える。

（市民葬儀運営協議会）

第１６条　前条第３項に定めるもののほか、同条第１項に規定する市民葬儀の運営に関する事項について調査審議するため、川崎市市民葬儀運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

２　運営協議会は、委員１０人以内をもって組織する。

３　委員は、学識経験者及び関係団体の役職員のうちから市長が委嘱する。

４　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　委員は、再任されることができる。

６　前各項に定めるもののほか、運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（川崎市総合教育センター条例の一部改正）

第１１条　川崎市総合教育センター条例（昭和６１年川崎市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第５章　総合教育センター運営委員会（第１５条）

第６章　雑則（第１６条・第１７条）　　」

を

「第５章　雑則（第１５条・第１６条）」

に改める。

第５章を削る。

第６章中第１６条を第１５条とし、第１７条を第１６条とし、同章を第５章とする。

（川崎市市民館条例の一部改正）

第１２条　川崎市市民館条例（昭和４７年川崎市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第２１条を削り、第２２条を第２１条とする。

（川崎市図書館設置条例の一部改正）

第１３条　川崎市図書館設置条例（昭和２５年川崎市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第３条を削り、第４条を第３条とする。

（川崎市教育文化会館条例の一部改正）

第１４条　川崎市教育文化会館条例（昭和４２年川崎市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第２１条を削り、第２２条を第２１条とする。

（川崎市青少年の家条例の一部改正）

第１５条　川崎市青少年の家条例（昭和６３年川崎市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第２０条を削り、第２１条を第２０条とする。

（川崎市少年自然の家条例の一部改正）

第１６条　川崎市少年自然の家条例（昭和５２年川崎市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第２０条を削り、第２１条を第２０条とする。

（川崎市黒川青少年野外活動センター条例の一部改正）

第１７条　川崎市黒川青少年野外活動センター条例（平成３年川崎市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第１５条及び第１６条を削り、第１７条を第１５条とする。

（川崎市青少年科学館条例の一部改正）

第１８条　川崎市青少年科学館条例（昭和４６年川崎市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第１６条を削り、第１７条を第１６条とする。

（川崎市立日本民家園条例の一部改正）

第１９条　川崎市立日本民家園条例（昭和４２年川崎市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第１６条を削り、第１７条を第１６条とする。

（川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部改正）

第２０条　川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例（平成２０年川崎市条例第３４号）の一部を次のように改正する。

第２０条を削り、第２１条を第２０条とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）第１６条、第１７条及び第２０条の規定　平成２７年５月１日

（２）第３条の規定　平成２７年６月１日

（３）第１９条の規定　平成２７年７月１日

（４）第７条の規定　平成２８年４月１日

（５）第１２条、第１４条及び第１５条の規定　平成２８年５月１日

（６）第２条、第４条、第１１条、第１３条及び第１８条の規定　平成２８年６月１日

（７）第６条の規定　平成２８年９月１日

（８）第５条の規定　平成２８年１０月１日

（９）第８条の規定　平成２８年１１月１日

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に第１０条の規定による改正後の川崎市葬祭条例（以下「新条例」という。）第１６条第１項の規定により設置される川崎市市民葬儀運営協議会に相当する合議体（以下「旧協議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、新条例第１６条第３項の規定により川崎市市民葬儀運営協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第１６条第４項の規定にかかわらず、同日における旧協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

参考資料

制　定　要　旨

附属機関の見直しに伴い、関係条例の整備を行うため、この条例を制定するものである。

川崎市総合教育センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

○川崎市総合教育センター条例

昭和61年３月31日条例第25号

改正

平成２年３月30日条例第18号

平成９年11月21日条例第47号

平成19年３月20日条例第18号

川崎市総合教育センター条例

目次

第１章　総則（第１条～第８条）

第２章　教育センター（第９条）

第３章　特別支援教育センター（第10条）

第４章　視聴覚センター（第11条～第14条）

（削る）

第５章　雑則（第15条・第16条）

附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、教育に関する調査研究、教育関係職員に対する研修、教育に関する情報の作成、収集及び提供並びに教育相談を行い、もって本市における教育の充実及び振興を図ることを目的とする。

（名称及び位置）

第２条　川崎市総合教育センター（以下「センター」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
川崎市総合教育センター	川崎市高津区溝口６丁目９番３号

（構成等）

改正前

○川崎市総合教育センター条例

昭和61年３月31日条例第25号

改正

平成２年３月30日条例第18号

平成９年11月21日条例第47号

平成19年３月20日条例第18号

川崎市総合教育センター条例

目次

第１章　総則（第１条～第８条）

第２章　教育センター（第９条）

第３章　特別支援教育センター（第10条）

第４章　視聴覚センター（第11条～第14条）

第５章　総合教育センター運営委員会（第15条）

第６章　雑則（第16条・第17条）

附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、教育に関する調査研究、教育関係職員に対する研修、教育に関する情報の作成、収集及び提供並びに教育相談を行い、もって本市における教育の充実及び振興を図ることを目的とする。

（名称及び位置）

第２条　川崎市総合教育センター（以下「センター」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
川崎市総合教育センター	川崎市高津区溝口６丁目９番３号

（構成等）

改正後	改正前
第３条　センターは、教育センター、特別支援教育センター及び視聴覚センターをもって構成する。 ２　センターは、総合的な教育機関として有機的に運営されなければならない。 （職員） 第４条　センターに所長その他必要な職員を置く。 （入所等の制限） 第５条　教育委員会（以下「委員会」という。）は、管理上支障があると認めた者については、入所を断り、又は退所させることができる。 （使用者） 第６条　センターを使用できる者は、市立の教育機関に勤務する教育関係職員その他教育委員会規則で定めるものとする。 （使用許可） 第７条　センターを使用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。 （使用許可の取消し等） 第８条　委員会は、センターの使用について管理上支障があると認めるときその他教育委員会規則に定める理由に該当するときは、その許可を取り消し、又は使用を制限することができる。 第２章　教育センター （事業） 第９条　教育センターは、次の事業を行う。 （１）　教育に関する調査研究に関すること。 （２）　教育関係職員に対する研修に関すること。 （３）　教育に関する情報の作成、収集及び提供に関すること。 （４）　教育相談に関すること。 （５）　その他目的達成に必要な事業に関すること。 第３章　特別支援教育センター	第３条　センターは、教育センター、特別支援教育センター及び視聴覚センターをもって構成する。 ２　センターは、総合的な教育機関として有機的に運営されなければならない。 （職員） 第４条　センターに所長その他必要な職員を置く。 （入所等の制限） 第５条　教育委員会（以下「委員会」という。）は、管理上支障があると認めた者については、入所を断り、又は退所させることができる。 （使用者） 第６条　センターを使用できる者は、市立の教育機関に勤務する教育関係職員その他教育委員会規則で定めるものとする。 （使用許可） 第７条　センターを使用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。 （使用許可の取消し等） 第８条　委員会は、センターの使用について管理上支障があると認めるときその他教育委員会規則に定める理由に該当するときは、その許可を取り消し、又は使用を制限することができる。 第２章　教育センター （事業） 第９条　教育センターは、次の事業を行う。 （１）　教育に関する調査研究に関すること。 （２）　教育関係職員に対する研修に関すること。 （３）　教育に関する情報の作成、収集及び提供に関すること。 （４）　教育相談に関すること。 （５）　その他目的達成に必要な事業に関すること。 第３章　特別支援教育センター

改正後	改正前
（事業） 第10条　特別支援教育センターは、次の事業を行う。 （１）　特別支援教育に関する調査研究に関すること。 （２）　特別支援教育関係職員に対する研修に関すること。 （３）　特別支援教育に関する情報の作成、収集及び提供に関すること。 （４）　心身障害児に対する教育相談に関すること。 （５）　その他目的達成に必要な事業に関すること。 第４章　視聴覚センター （事業） 第11条　視聴覚センターは、次の事業を行う。 （１）　視聴覚教育に関する調査研究に関すること。 （２）　視聴覚教育関係職員等に対する研修及び指導に関すること。 （３）　視聴覚教育に関する情報の作成、収集及び提供に関すること。 （４）　視聴覚機材教材（以下「機材等」という。）の整備及び貸出しに関すること。 （５）　市民館及び教育文化会館の視聴覚ライブラリーに対する指導及び援助に関すること。 （６）　その他目的達成に必要な事業に関すること。 （機材等の貸出し） 第12条　視聴覚センターの機材等の貸出しを受けようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。 （貸出しの取消し等） 第13条　委員会は、視聴覚センターの機材等の貸出しを受けた者がその使用目的に反して機材等を使用したときその他教育委員会規則に定める理由に該当するときは、貸出しの許可を取り消し、又は使用を制限することができる。 （転貸の禁止） 第14条　視聴覚センターの機材等の貸出しを受けた者は、これを転貸しては	（事業） 第10条　特別支援教育センターは、次の事業を行う。 （１）　特別支援教育に関する調査研究に関すること。 （２）　特別支援教育関係職員に対する研修に関すること。 （３）　特別支援教育に関する情報の作成、収集及び提供に関すること。 （４）　心身障害児に対する教育相談に関すること。 （５）　その他目的達成に必要な事業に関すること。 第４章　視聴覚センター （事業） 第11条　視聴覚センターは、次の事業を行う。 （１）　視聴覚教育に関する調査研究に関すること。 （２）　視聴覚教育関係職員等に対する研修及び指導に関すること。 （３）　視聴覚教育に関する情報の作成、収集及び提供に関すること。 （４）　視聴覚機材教材（以下「機材等」という。）の整備及び貸出しに関すること。 （５）　市民館及び教育文化会館の視聴覚ライブラリーに対する指導及び援助に関すること。 （６）　その他目的達成に必要な事業に関すること。 （機材等の貸出し） 第12条　視聴覚センターの機材等の貸出しを受けようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。 （貸出しの取消し等） 第13条　委員会は、視聴覚センターの機材等の貸出しを受けた者がその使用目的に反して機材等を使用したときその他教育委員会規則に定める理由に該当するときは、貸出しの許可を取り消し、又は使用を制限することができる。 （転貸の禁止） 第14条　視聴覚センターの機材等の貸出しを受けた者は、これを転貸しては

改正後	改正前
ならない。 （削る）	ならない。 第５章　総合教育センター運営委員会 （総合教育センター運営委員会） 第15条　センターの円滑な運営を図るため、センターに川崎市総合教育センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。 ２　運営委員会は、センターの運営に関し委員会の諮問に応ずるとともに、委員会に対して意見を述べるものとする。 ３　運営委員会は、委員25人以内をもって組織する。 ４　委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験を有する者のうちから、委員会が委嘱し、又は任命する。 ５　委員の任期は、２年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。 ６　前各項に定めるもののほか、運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。
第５章　雑則 （損害の賠償） 第15条　センターを使用する者は、センターの施設、設備及び機材等に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。 （委任） 第16条　この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。	第６章　雑則 （損害の賠償） 第16条　センターを使用する者は、センターの施設、設備及び機材等に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。 （委任） 第17条　この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

川崎市市民館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

○川崎市市民館条例

昭和47年３月28日条例第38号

（目的）

第１条　この条例は、市民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行ない、もって市民の教養の向上を図ることを目的とする。

（名称及び位置）

第２条　川崎市市民館（以下「市民館」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
川崎市幸市民館	川崎市幸区戸手本町１丁目11番地２
川崎市中原市民館	川崎市中原区新丸子東３丁目1,100番地12
川崎市高津市民館	川崎市高津区溝口１丁目４番１号
川崎市宮前市民館	川崎市宮前区宮前平２丁目20番地４
川崎市多摩市民館	川崎市多摩区登戸1,775番地１
川崎市麻生市民館	川崎市麻生区万福寺１丁目５番２号

２　前項の市民館に次の分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
川崎市幸市民館日吉分館	川崎市幸区南加瀬１丁目７番17号
川崎市高津市民館橘分館	川崎市高津区久末2,012番地１
川崎市宮前市民館菅生分館	川崎市宮前区菅生５丁目４番11号

改正前

○川崎市市民館条例

昭和47年３月28日条例第38号

（目的）

第１条　この条例は、市民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行ない、もって市民の教養の向上を図ることを目的とする。

（名称及び位置）

第２条　川崎市市民館（以下「市民館」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
川崎市幸市民館	川崎市幸区戸手本町１丁目11番地２
川崎市中原市民館	川崎市中原区新丸子東３丁目1,100番地12
川崎市高津市民館	川崎市高津区溝口１丁目４番１号
川崎市宮前市民館	川崎市宮前区宮前平２丁目20番地４
川崎市多摩市民館	川崎市多摩区登戸1,775番地１
川崎市麻生市民館	川崎市麻生区万福寺１丁目５番２号

２　前項の市民館に次の分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
川崎市幸市民館日吉分館	川崎市幸区南加瀬１丁目７番17号
川崎市高津市民館橘分館	川崎市高津区久末2,012番地１
川崎市宮前市民館菅生分館	川崎市宮前区菅生５丁目４番11号

改正後	改正前
川崎市麻生市民館岡上分館　川崎市麻生区岡上286番地１	川崎市麻生市民館岡上分館　川崎市麻生区岡上286番地１
（事業） 第３条　市民館は、第１条の目的を達成するため、おおむね次の事業を行なう。 （１）　幼児、青少年及び成人に関する学級及び講座を開設すること。 （２）　討論会、講演会、講習会、実習会、展示会等を開催すること。 （３）　図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。 （４）　体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。 （５）　文化活動の奨励を行なうこと。 （６）　視聴覚器材器具の貸出しを行なうこと。 （７）　社会教育関係団体の育成を図ること。 （８）　施設及び設備を市民の集会その他の公共的利用に供すること。 第４条～第２０条　（略）	（事業） 第３条　市民館は、第１条の目的を達成するため、おおむね次の事業を行なう。 （１）　幼児、青少年及び成人に関する学級及び講座を開設すること。 （２）　討論会、講演会、講習会、実習会、展示会等を開催すること。 （３）　図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。 （４）　体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。 （５）　文化活動の奨励を行なうこと。 （６）　視聴覚器材器具の貸出しを行なうこと。 （７）　社会教育関係団体の育成を図ること。 （８）　施設及び設備を市民の集会その他の公共的利用に供すること。 第４条～第２０条　（略）
（削る）	（審議会） 第21条　市民館の円滑な運営を図るため、市民館ごとに市民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。 ２　審議会は、館長の諮問に応じ、市民館における各種の事業の企画実施について調査審議するものとする。 ３　審議会は、委員10人以内をもって組織する。 ４　委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民のうちから、委員会が委嘱し、又は任命する。 ５　委員の任期は２年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
（委任） 第21条　この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。	（委任） 第22条　この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

川崎市立図書館設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

○川崎市立図書館設置条例

昭和25年８月22日条例第32号

第１条　図書館法（昭和25年法律第118号）第１条の目的を達成するため、本市に次の図書館及び分館を設置し、必要に応じ閲覧所、配本所等を置くことができる。

区分	名称	位置
図書館	川崎市立川崎図書館	川崎市川崎区駅前本町12番地１
	川崎市立幸図書館	川崎市幸区戸手本町１丁目11番地２
	川崎市立中原図書館	川崎市中原区小杉町３丁目1,301番地
	川崎市立高津図書館	川崎市高津区溝口４丁目16番３号
	川崎市立宮前図書館	川崎市宮前区宮前平２丁目20番地４
	川崎市立多摩図書館	川崎市多摩区登戸1,775番地１
	川崎市立麻生図書館	川崎市麻生区万福寺１丁目５番２号
分館	川崎市立川崎図書館大師分館	川崎市川崎区大師駅前１丁目１番５号
	川崎市立川崎図書館田島分館	川崎市川崎区追分町16番１号
	川崎市立幸図書館日吉分館	川崎市幸区南加瀬１丁目７番17号
	川崎市立高津図書館橘分館	川崎市高津区久末2,012番地１
	川崎市立麻生図書館柿生分	川崎市麻生区片平３丁目３番１

改正前

○川崎市立図書館設置条例

昭和25年８月22日条例第32号

第１条　図書館法（昭和25年法律第118号）第１条の目的を達成するため、本市に次の図書館及び分館を設置し、必要に応じ閲覧所、配本所等を置くことができる。

区分	名称	位置
図書館	川崎市立川崎図書館	川崎市川崎区駅前本町12番地１
	川崎市立幸図書館	川崎市幸区戸手本町１丁目11番地２
	川崎市立中原図書館	川崎市中原区小杉町３丁目1,301番地
	川崎市立高津図書館	川崎市高津区溝口４丁目16番３号
	川崎市立宮前図書館	川崎市宮前区宮前平２丁目20番地４
	川崎市立多摩図書館	川崎市多摩区登戸1,775番地１
	川崎市立麻生図書館	川崎市麻生区万福寺１丁目５番２号
分館	川崎市立川崎図書館大師分館	川崎市川崎区大師駅前１丁目１番５号
	川崎市立川崎図書館田島分館	川崎市川崎区追分町16番１号
	川崎市立幸図書館日吉分館	川崎市幸区南加瀬１丁目７番17号
	川崎市立高津図書館橘分館	川崎市高津区久末2,012番地１
	川崎市立麻生図書館柿生分	川崎市麻生区片平３丁目３番１

改正後	改正前
館　　号	館　　号
第２条　図書館に館長、司書、司書補、その他必要な職員を置く。	第２条　図書館に館長、司書、司書補、その他必要な職員を置く。
（削る）	第３条　図書館法第14条第１項の規定に基づき、川崎市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。 ２　協議会は、委員10人以内をもって組織する。 ３　委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。 ４　委員の任期は２年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
第３条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別にこれを定める。	第４条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別にこれを定める。

川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

○川崎市教育文化会館条例

昭和42年３月23日条例第18号

（目的）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び社会教育法（昭和24年法律第207号）の精神に基づき、川崎市教育文化会館の設置並びに管理及び運営について必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって市民の教育及び文化の振興並びに福祉の増進に寄与することを目的とする。

（設置）

第２条　川崎市教育文化会館を次のとおり設置する。

名称	位置
川崎市教育文化会館	川崎市川崎区富士見２丁目１番３号

２　前項の川崎市教育文化会館に次のとおり分館を設置する。

名称	位置
川崎市教育文化会館大師分館	川崎市川崎区大師駅前１丁目１番５号
川崎市教育文化会館田島分館	川崎市川崎区追分町16番１号

（事業）

第３条　川崎市教育文化会館（以下「会館」という。）は、第１条の目的を達するためおおむね次の事業を行う。

（１）　文学、音楽、演劇、美術等の鑑賞会、講演会、展覧会等を開催すること。

（２）　市民の芸術文化活動その他市民の集会等のため、会館の施設及び設備を利用に供すること。

（３）　定期講座、講習会、研究会等を開設し、及び実施すること。

改正前

○川崎市教育文化会館条例

昭和42年３月23日条例第18号

（目的）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び社会教育法（昭和24年法律第207号）の精神に基づき、川崎市教育文化会館の設置並びに管理及び運営について必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって市民の教育及び文化の振興並びに福祉の増進に寄与することを目的とする。

（設置）

第２条　川崎市教育文化会館を次のとおり設置する。

名称	位置
川崎市教育文化会館	川崎市川崎区富士見２丁目１番３号

２　前項の川崎市教育文化会館に次のとおり分館を設置する。

名称	位置
川崎市教育文化会館大師分館	川崎市川崎区大師駅前１丁目１番５号
川崎市教育文化会館田島分館	川崎市川崎区追分町16番１号

（事業）

第３条　川崎市教育文化会館（以下「会館」という。）は、第１条の目的を達するためおおむね次の事業を行う。

（１）　文学、音楽、演劇、美術等の鑑賞会、講演会、展覧会等を開催すること。

（２）　市民の芸術文化活動その他市民の集会等のため、会館の施設及び設備を利用に供すること。

（３）　定期講座、講習会、研究会等を開設し、及び実施すること。

改正後	改正前
（４）　市民の文化活動の助長及び奨励を行うこと。 （５）　視聴覚器材器具の貸出しを行うこと。 （６）　教育、学術及び文化に関する諸施設又は団体と協力し、刊行物及び情報の交換等を行うこと。 第４条～第２０条　（略） （削る） （委任） 第21条　この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。	（４）　市民の文化活動の助長及び奨励を行うこと。 （５）　視聴覚器材器具の貸出しを行うこと。 （６）　教育、学術及び文化に関する諸施設又は団体と協力し、刊行物及び情報の交換等を行うこと。 第４条～第２０条　（略） （審議会） 第21条　会館の円滑な運営を図るため、会館に川崎市教育文化会館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。 ２　審議会は、館長の諮問に応じ、会館における各種の事業の企画実施について調査審議するものとする。 ３　審議会は、委員10人以内をもって組織する。 ４　委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民のうちから、委員会が委嘱し、又は任命する。 ５　委員の任期は２年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。 （委任） 第22条　この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

川崎市青少年の家条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市青少年の家条例 昭和63年３月29日条例第22号 （目的及び設置） 第１条　団体宿泊研修等を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図るため、川崎市青少年の家（以下「青少年の家」という。）を設置する。 （位置） 第２条　青少年の家の位置は、川崎市宮前区宮崎105番地１とする。 （事業） 第３条　青少年の家は、おおむね次の事業を行う。 （１）　団体宿泊研修その他の団体研修（以下「団体宿泊研修等」という。）を行うこと。 （２）　団体宿泊研修等に関する指導及び助言を行うこと。 （３）　団体宿泊研修等に関する調査研究を行うこと。 （４）　資料を収集し、保管し、並びにこれを青少年及びその指導者の利用に供すること。 （５）　施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用に供すること。 （６）　青年の家その他の青少年関係施設、青少年教育団体等と連絡し、協力すること。 第４条～第１９条　（略） （削る）	○川崎市青少年の家条例 昭和63年３月29日条例第22号 （目的及び設置） 第１条　団体宿泊研修等を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図るため、川崎市青少年の家（以下「青少年の家」という。）を設置する。 （位置） 第２条　青少年の家の位置は、川崎市宮前区宮崎105番地１とする。 （事業） 第３条　青少年の家は、おおむね次の事業を行う。 （１）　団体宿泊研修その他の団体研修（以下「団体宿泊研修等」という。）を行うこと。 （２）　団体宿泊研修等に関する指導及び助言を行うこと。 （３）　団体宿泊研修等に関する調査研究を行うこと。 （４）　資料を収集し、保管し、並びにこれを青少年及びその指導者の利用に供すること。 （５）　施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用に供すること。 （６）　青年の家その他の青少年関係施設、青少年教育団体等と連絡し、協力すること。 第４条～第１９条　（略） （運営協議会） 第20条　青少年の家の円滑な運営を図るため、川崎市青少年の家運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。 ２　協議会は、委員会の諮問に応じ、青少年の家における各種の事業の企画実施について調査審議するものとする。

改正後	改正前
（委任） 第20条　この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。	3　協議会は、委員10人以内をもって組織する。 4　委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者のうちから、委員会が委嘱し、又は任命する。 5　委員の任期は２年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。 （委任） 第21条　この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

川崎市少年自然の家条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

○川崎市少年自然の家条例

昭和52年３月31日条例第16号

（目的及び設置）

第１条　恵まれた自然環境の中で、団体宿泊生活を通して、心身を鍛練し、もって健全な少年の育成を図るため、川崎市少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　少年自然の家の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
川崎市八ケ岳少年自然の家	長野県諏訪郡富士見町境字広原12,067番地482

（事業）

第３条　少年自然の家は、第１条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

（１）　団体宿泊訓練に関すること。

（２）　野外観察、自然探究その他自然に親しむ学習指導に関すること。

（３）　野外活動、体育及びレクリエーションに関すること。

（４）　市内の少年団体の指導及び育成に関すること。

（５）　市内の小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）及び中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）その他の教育機関と連絡し、協力すること。

（６）　その他少年自然の家の設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

第４条～第１９条　（略）

改正前

○川崎市少年自然の家条例

昭和52年３月31日条例第16号

（目的及び設置）

第１条　恵まれた自然環境の中で、団体宿泊生活を通して、心身を鍛練し、もって健全な少年の育成を図るため、川崎市少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　少年自然の家の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
川崎市八ケ岳少年自然の家	長野県諏訪郡富士見町境字広原12,067番地482

（事業）

第３条　少年自然の家は、第１条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

（１）　団体宿泊訓練に関すること。

（２）　野外観察、自然探究その他自然に親しむ学習指導に関すること。

（３）　野外活動、体育及びレクリエーションに関すること。

（４）　市内の少年団体の指導及び育成に関すること。

（５）　市内の小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）及び中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）その他の教育機関と連絡し、協力すること。

（６）　その他少年自然の家の設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

第４条～第１９条　（略）

改正後	改正前
（削る）	（運営協議会） 第20条　少年自然の家の円滑な運営を図るため、川崎市少年自然の家運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。 ２　協議会は、委員会の諮問に応じ、少年自然の家における各種の事業の企画実施について調査審議するものとする。 ３　協議会は、委員10人以内をもって組織する。 ４　委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者のうちから、委員会が委嘱し、又は任命する。 ５　委員の任期は２年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
（委任） 第20条　この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。	（委任） 第21条　この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

川崎市黒川青少年野外活動センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市黒川青少年野外活動センター条例 平成３年３月25日条例第10号 （目的及び設置） 第１条　野外活動による体験を通して、青少年の自主性及び協調性をはぐくみ、もってその心身の健やかな発達に寄与するため、川崎市黒川青少年野外活動センター（以下「野外活動センター」という。）を設置する。 （位置） 第２条　野外活動センターの位置は、川崎市麻生区黒川313番地９とする。 （事業） 第３条　野外活動センターは、おおむね次の事業を行う。 （１）　キャンプ、自然観察等の野外活動に必要な指導及び助言に関すること。 （２）　野外活動の振興及び普及を図るための各種講座の開催に関すること。 （３）　市内の青少年教育指導者の育成に関すること。 （４）　施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用に供すること。 （５）　市内の学校その他の教育機関等と連絡し、及び協力すること。 第４条～第１４条（略） （削る） （削る） （委任）	○川崎市黒川青少年野外活動センター条例 平成３年３月25日条例第10号 （目的及び設置） 第１条　野外活動による体験を通して、青少年の自主性及び協調性をはぐくみ、もってその心身の健やかな発達に寄与するため、川崎市黒川青少年野外活動センター（以下「野外活動センター」という。）を設置する。 （位置） 第２条　野外活動センターの位置は、川崎市麻生区黒川313番地９とする。 （事業） 第３条　野外活動センターは、おおむね次の事業を行う。 （１）　キャンプ、自然観察等の野外活動に必要な指導及び助言に関すること。 （２）　野外活動の振興及び普及を図るための各種講座の開催に関すること。 （３）　市内の青少年教育指導者の育成に関すること。 （４）　施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用に供すること。 （５）　市内の学校その他の教育機関等と連絡し、及び協力すること。 第４条～第１４条（略） （運営協議会） 第15条　野外活動センターの円滑な運営を図るため、川崎市黒川青少年野外活動センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。 （運営協議会の組織等） 第16条　運営協議会の組織、運営その他必要な事項は、委員会が定める。 （委任）

改正後	改正前
第15条　この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。	第17条　この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

川崎市青少年科学館条例の一部を改正する条例新旧対照表

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
○川崎市青少年科学館条例
昭和46年３月23日条例第24号
（目的）
第１条　この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号）及び博物館法（昭和26年法律第285号）の精神に基づき、川崎市青少年科学館の設置並びに管理及び運営について必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって青少年の科学知識の普及啓発及び科学教育の振興に寄与することを目的とする。
（名称及び位置）
第２条　川崎市青少年科学館（以下「科学館」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>川崎市青少年科学館</td><td>川崎市多摩区枡形７丁目１番２号</td></tr>
</table>
（事業）
第３条　科学館は、第１条の目的を達成するため、おおむね次の事業を行なう。
（１）　科学に関する実物、標本、模型、文献、図表、写真等（以下「科学館資料」という。）を収集し、保管し、及び展示すること。
（２）　プラネタリウム及び視聴覚器材器具による天文知識及び科学知識の普及啓発を図ること。
（３）　科学に関する講習会、講演会、研究会等を開催すること。
（４）　青少年を対象とする科学技術の実験等を行なうこと。
（５）　科学館資料の作成及びその調査研究を行なうこと。
（６）　学校その他の教育機関又は諸文化施設と協力し、その活動を援助すること。
（７）　博物館その他の教育機関又は諸文化施設と連絡し、協力し、刊行物
</td><td>
○川崎市青少年科学館条例
昭和46年３月23日条例第24号
（目的）
第１条　この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号）及び博物館法（昭和26年法律第285号）の精神に基づき、川崎市青少年科学館の設置並びに管理及び運営について必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって青少年の科学知識の普及啓発及び科学教育の振興に寄与することを目的とする。
（名称及び位置）
第２条　川崎市青少年科学館（以下「科学館」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>川崎市青少年科学館</td><td>川崎市多摩区枡形７丁目１番２号</td></tr>
</table>
（事業）
第３条　科学館は、第１条の目的を達成するため、おおむね次の事業を行なう。
（１）　科学に関する実物、標本、模型、文献、図表、写真等（以下「科学館資料」という。）を収集し、保管し、及び展示すること。
（２）　プラネタリウム及び視聴覚器材器具による天文知識及び科学知識の普及啓発を図ること。
（３）　科学に関する講習会、講演会、研究会等を開催すること。
（４）　青少年を対象とする科学技術の実験等を行なうこと。
（５）　科学館資料の作成及びその調査研究を行なうこと。
（６）　学校その他の教育機関又は諸文化施設と協力し、その活動を援助すること。
（７）　博物館その他の教育機関又は諸文化施設と連絡し、協力し、刊行物
</td></tr>
</table>

改正後	改正前
及び情報の交換、資料の相互貸借を行なうこと。 第４条～第１５条　（略） （削る） （委任） 第16条　この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。	及び情報の交換、資料の相互貸借を行なうこと。 第４条～第１５条　（略） （協議会） 第16条　科学館の円滑な運営を図るため、科学館に川崎市青少年科学館協議会（以下「協議会」という。）を置く。 ２　協議会は、科学館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べるものとする。 ３　協議会は、委員10人以内をもって組織する。 ４　委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民のうちから、委員会が委嘱し、又は任命する。 ５　委員の任期は、２年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。 （委任） 第17条　この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

川崎市立日本民家園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市立日本民家園条例 昭和42年３月23日条例第19号 （趣旨） 第１条　この条例は、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき、川崎市立日本民家園の設置並びに管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。 （設置） 第２条　川崎市立日本民家園を次のとおり設置する。 名称　川崎市立日本民家園 位置　川崎市多摩区枡形７丁目１番１号 （事業） 第３条　川崎市立日本民家園（以下「民家園」という。）は、おおむね次に掲げる事業を行なう。 （１）　古民家を移築し、復元し、及び保存すること。 （２）　前号のほか、日本民族の伝統的生活文化に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。 （３）　古民家その他の民家に関する資料（以下「民家園資料」という。）に関する専門的、技術的調査研究を行なうこと。 （４）　講演会、講習会、研究会、展示会等を主催し、及びその開催を援助すること。 （５）　郷土芸能及び特殊習俗行事の公演を行なうこと。 （６）　民家園資料に関する解説書、調査研究報告書等を刊行し、及び広報活動を行なうこと。 （７）　学校その他の教育機関又は諸文化施設と協力し、その活動を援助すること。 （８）　他の博物館と連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、民家園資料	○川崎市立日本民家園条例 昭和42年３月23日条例第19号 （趣旨） 第１条　この条例は、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき、川崎市立日本民家園の設置並びに管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。 （設置） 第２条　川崎市立日本民家園を次のとおり設置する。 名称　川崎市立日本民家園 位置　川崎市多摩区枡形７丁目１番１号 （事業） 第３条　川崎市立日本民家園（以下「民家園」という。）は、おおむね次に掲げる事業を行なう。 （１）　古民家を移築し、復元し、及び保存すること。 （２）　前号のほか、日本民族の伝統的生活文化に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。 （３）　古民家その他の民家に関する資料（以下「民家園資料」という。）に関する専門的、技術的調査研究を行なうこと。 （４）　講演会、講習会、研究会、展示会等を主催し、及びその開催を援助すること。 （５）　郷土芸能及び特殊習俗行事の公演を行なうこと。 （６）　民家園資料に関する解説書、調査研究報告書等を刊行し、及び広報活動を行なうこと。 （７）　学校その他の教育機関又は諸文化施設と協力し、その活動を援助すること。 （８）　他の博物館と連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、民家園資料

改正後	改正前
の相互貸借等を行なうこと。 第４条～第１５条　（略） （削る） （委任） 第16条　この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。	の相互貸借等を行なうこと。 第４条～第１５条　（略） （協議会） 第16条　民家園の円滑な運営を図るため、民家園に川崎市立日本民家園協議会（以下「協議会」という。）を置く。 ２　協議会は、民家園の運営に関し園長の諮問に応ずるとともに、園長に対して意見を述べるものとする。 ３　協議会は、委員10人以内をもって組織する。 ４　委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民のうちから、委員会が委嘱し、又は任命する。 ５　委員の任期は、２年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。 （委任） 第17条　この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例 平成20年６月24日条例第34号 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例 （目的及び設置） 第１条　地域における市民の主体的な学習活動の支援を行うことにより、生涯学習の振興を図り、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の構築に寄与するため、川崎市有馬・野川生涯学習支援施設（以下「支援施設」という。）を設置する。 （位置） 第２条　支援施設の位置は、川崎市宮前区東有馬４丁目６番１号とする。 （事業） 第３条　支援施設は、第１条の目的を達成するため、次の事業を行う。 （１）　市民の主体的な学習活動を支援するために施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用に供すること。 （２）　図書、資料等を備え、及び利用に供すること。 （３）　その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。 第４条～第１９条　（略） （削る）	○川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例 平成20年６月24日条例第34号 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例 （目的及び設置） 第１条　地域における市民の主体的な学習活動の支援を行うことにより、生涯学習の振興を図り、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の構築に寄与するため、川崎市有馬・野川生涯学習支援施設（以下「支援施設」という。）を設置する。 （位置） 第２条　支援施設の位置は、川崎市宮前区東有馬４丁目６番１号とする。 （事業） 第３条　支援施設は、第１条の目的を達成するため、次の事業を行う。 （１）　市民の主体的な学習活動を支援するために施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用に供すること。 （２）　図書、資料等を備え、及び利用に供すること。 （３）　その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。 第４条～第１９条　（略） （運営協議会） 第20条　支援施設の円滑な運営を図るため、川崎市有馬・野川生涯学習支援施設運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。 ２　協議会は、委員会の諮問に応じ、支援施設の運営について調査審議するものとする。 ３　協議会は、委員８人以内をもって組織する。 ４　委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者のうち

改正後	改正前
（委任） 第21条　この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、委員会が定める。	から、委員会が委嘱し、又は任命する。 5　委員の任期は２年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。 （委任） 第21条　この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、委員会が定める。

資料１

附属機関等の見直しに伴う条例の制定について

１　見直しの背景等

（１）附属機関等について

ア　附属機関

地方自治法第 138 条の４第３項に基づき、法律又は条例の定めにより設置する機関

> **【地方自治法第 138 条の４第３項】**
> ３　普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

イ　協議会等

法律又は条例の定めによらず要綱等で設置している機関

（２）見直しの背景

- 現在、本市には２７５の附属機関等があり、他の政令市と比較すると大変多い状況にある。
- 要綱等で設置している「協議会等」について、実態的に法律又は条例により設置する「附属機関」に該当するとの判決が、下級審で複数なされており、札幌市、さいたま市、横浜市、京都市などでも同様の見直しが行われている。

（参考）２０政令市の附属機関等の数（上位５市）

福岡市３７９　横浜市３１０　京都市　３０５　川崎市２７５　さいたま市１９４

２　見直しの考え方及び検討結果等

（１）見直しの考え方

- 要綱等で設置している「協議会等」については、時の経過とともに求められる役割や機能、委員構成等が徐々に変化し、附属機関とすることが妥当なものもあり、これらについては整理統合等を行った上で附属機関に位置付ける。
- 附属機関等の数が多い中、上位の附属機関や目的が類似している附属機関等に整理統合が可能なもの、個別具体的な課題等に対して専門家等から意見聴取を行う懇談会等に位置付けることが可能なものについては積極的に整理統合等を進める。
- こうした取組により、組織の簡素化、弾力的な運用を図り、より効率的・効果的な調査審議等を行う。

（２）検討結果

	H26.4.1時点	4.2以降設置	現在	見直しの結果			H27.4.1時点※1	
附属機関	103	4	107	整理統合等		▲ 24	附属機関	142
				新規		59		
					一括条例	56		
					個別条例	3		
協議会等	160	8	168	整理統合等		▲ 65	懇談会等※2	36
				附属機関（統廃合を含む）		▲ 67	協議会等	0
	263	12	275				178	

※1時限設定するものを含めず
※2懇談会及び公営企業の附属機関等に準ずるもの

（３）新たに附属機関に位置付けるものの例

ア　事業者等を選定・評価・審査するもの

川崎市学校給食センター整備等事業者選定審査委員会
川崎市教科用図書選定審議会　など

イ　施策等のあり方を検討するもの

川崎市協働・連携のあり方検討委員会
川崎市橘樹官衙遺跡群保存整備委員会　など

ウ　表彰に関するもの

川崎市文化賞等選考委員会
かわさきマイスター選考委員会　など

エ　行政運営に関するもの

川崎市医療安全相談センター運営協議会　など

オ　紛争等に関するもの

川崎市政府調達苦情検討委員会　など

（４）整理統合等を行うものの例

ア　上位の附属機関に整理統合するもの

教育文化会館運営審議会
市民館運営審議会　など

イ　指定管理者制度を導入している施設等の運営委員会

川崎市男女共同参画センター運営委員会
川崎市大山街道ふるさと館運営協議会　など

ウ　活動が不活発なもの

川崎市行政区画審議会　など

３　「川崎市附属機関設置条例」及び「附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例」の制定

（１）「川崎市附属機関設置条例」概要

地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づき執行機関の附属機関（公営企業は対象外）に位置付けるべきものを規定する。

> ・条例本則には、定足数や議決方法など全ての附属機関に共通する事項について規定する。
> （弾力的な審議ができるよう「部会」や「臨時委員」に関する項目も規定する。）
> ・別表には、個々の附属機関について名称等を一覧形式で規定する。　など

（２）「附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例」概要

整理統合等を行う附属機関や新たに附属機関に位置付けるものなどで既存の条例の改正を要するものなどを規定する。

> ・現行の委員の任期をもって整理統合等を行うものについて規定する。
> ・既存の条例改正により新たに附属機関に位置付けるものについて規定する。　など

附属機関一覧

資料　2

整理統合等を行う附属機関

	名　称
1	川崎市行政区画審議会
2	川崎市市民ミュージアム協議会
3	川崎市岡本太郎美術館協議会
4	川崎市大山街道ふるさと館運営協議会
5	川崎市男女共同参画センター運営委員会
6	川崎市立労働会館運営委員会
7	川崎市生活文化会館運営委員会
8	川崎市中央卸売市場北部取引委員会
9	川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター運営協議会
10	川崎市総合教育センター運営委員会
11	幸市民館運営審議会
12	中原市民館運営審議会
13	高津市民館運営審議会
14	宮前市民館運営審議会
15	多摩市民館運営審議会
16	麻生市民館運営審議会
17	川崎市立図書館協議会
18	教育文化会館運営審議会
19	川崎市青少年の家運営協議会
20	川崎市少年自然の家運営協議会
21	川崎市黒川青少年野外活動センター運営協議会
22	川崎市青少年科学館協議会
23	川崎市立日本民家園協議会
24	川崎市有馬・野川生涯学習支援施設運営協議会

「川崎市附属機関設置条例」により附属機関に位置付けるもの

	名　称
1	川崎市総務局指定管理者選定評価委員会
2	川崎市退職職員の再就職候補者選考委員会
3	川崎市行財政改革に関する計画策定委員会
4	川崎市公共事業審査委員会
5	川崎市協働・連携のあり方検討委員会
6	川崎市入札監視委員会
7	川崎市政府調達苦情検討委員会
8	川崎市市民・こども局指定管理者選定評価委員会
9	川崎市自治功労者選考委員会
10	川崎市人権施策推進協議会
11	川崎市文化賞等選考委員会
12	川崎市こども本部指定管理者選定評価委員会
13	川崎市保育所入所児童等健康管理委員会
14	川崎市保育所等整備事業者選定委員会
15	川崎市経済労働局指定管理者選定評価委員会
16	川崎市産業振興協議会
17	川崎市観光振興計画推進委員会
18	川崎市農業振興計画推進委員会
19	かわさき産業デザインコンペ審査委員会
20	新川崎・創造のもり 産学交流・研究開発施設整備事業推進委員会
21	かわさきマイスター選考委員会
22	川崎市環境局指定管理者選定評価委員会
23	川崎市地球温暖化防止活動推進センター選考委員会
24	川崎市温室効果ガス排出量ライフサイクル評価委員会
25	川崎市廃棄物処理施設専門家会議

	名　称
26	川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会
27	川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会
28	川崎市福祉サービス第三者評価事業推進委員会
29	川崎市福祉有償運送運営協議会
30	川崎市感染症対策協議会
31	川崎市医療安全相談センター運営協議会
32	川崎市精度管理専門委員会
33	川崎市心身障害者福祉事業基金運営委員会
34	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会
35	川崎市多摩川プラン推進会議
36	川崎市港湾局指定管理者選定評価委員会
37	川崎市川崎区指定管理者選定評価委員会
38	川崎市川崎区市民提案型協働事業審査委員会
39	川崎市幸区指定管理者選定評価委員会
40	川崎市幸区市民提案型協働事業審査委員会
41	川崎市中原区指定管理者選定評価委員会
42	川崎市中原区市民提案型協働事業審査委員会
43	川崎市高津区指定管理者選定評価委員会
44	川崎市高津区市民提案型協働事業審査委員会
45	川崎市宮前区指定管理者選定評価委員会
46	川崎市多摩区指定管理者選定評価委員会
47	川崎市多摩区市民提案型協働事業審査委員会
48	川崎市麻生区指定管理者選定評価委員会
49	川崎市麻生区市民提案型協働事業審査委員会
50	川崎市メディカルコントロール協議会

	名　称
51	川崎市危険物保安審議会
52	川崎市コンビナート安全対策委員会
53	川崎市教育委員会事務局指定管理者選定評価委員会
54	川崎市教科用図書選定審議会
55	川崎市学校給食センター整備等事業者選定審査委員会
56	川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会

「附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例」等により条例化

1	川崎市市民葬儀運営協議会
2	川崎市地域包括支援センター運営協議会
3	川崎市自殺対策評価委員会

附属機関として存続するもの

	名　称
1	川崎市名誉市民推薦審議会
2	川崎市情報公開・個人情報保護審査会
3	川崎市情報公開運営審議会
4	川崎市資産公開等審査会
5	川崎市職員懲戒審査委員会
6	川崎市特別職報酬等審議会
7	川崎市公務災害補償等認定委員会
8	川崎市公務災害補償等審査会
9	川崎市退職年金審査会
10	川崎市防災会議
11	川崎市国民保護協議会
12	川崎市土地利用審査会
13	川崎市作業報酬審議会
14	川崎市交通安全対策会議
15	川崎市指定特定非営利活動法人審査会
16	川崎市外国人市民代表者会議
17	川崎市男女平等推進審議会
18	川崎市子どもの権利委員会
19	川崎市スポーツ推進審議会
20	川崎市平和館運営委員会
21	川崎市文化芸術振興会議
22	川崎市いじめ総合調査委員会
23	川崎市子ども・子育て会議
24	川崎市青少年問題協議会
25	川崎市児童福祉審議会

	名　称
26	小児慢性特定疾病審査会
27	川崎市消費者行政推進委員会
28	川崎市大規模小売店舗立地審議会
29	川崎市勤労者福祉共済運営協議会
30	川崎市中央卸売市場開設運営協議会
31	川崎市地方卸売市場南部市場運営審議会
32	川崎市環境審議会
33	川崎市環境影響評価審議会
34	川崎市介護認定審査会
35	川崎市介護保険運営協議会
36	川崎市食育推進会議
37	川崎市成人ぜん息患者医療費助成認定審査会
38	川崎市公害健康被害認定審査会
39	川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査会
40	川崎市感染症診査協議会
41	川崎市予防接種運営委員会
42	川崎市血液対策協議会
43	川崎市地域医療審議会
44	川崎市社会福祉審議会
45	川崎市民生委員推薦会
46	川崎市国民健康保険運営協議会
47	川崎市障害者施策審議会
48	川崎市身体障害者更生資金貸付審査会
49	川崎市障害支援区分認定審査会
50	川崎市精神保健福祉審議会

	名　称
51	川崎市精神医療審査会
52	川崎市建築審査会
53	川崎市開発審査会
54	川崎市建築等紛争調停委員会
55	川崎市都市計画審議会
56	川崎市都市景観審議会
57	川崎市地区まちづくり審議会
58	川崎市住宅政策審議会
59	川崎都市計画事業登戸土地区画整理審議会
60	川崎市屋外広告物審議会
61	川崎市自転車等駐車対策協議会
62	川崎港港湾審議会
63	川崎区区民会議
64	幸区区民会議
65	中原区区民会議
66	高津区区民会議
67	宮前区区民会議
68	多摩区区民会議
69	麻生区区民会議
70	川崎区保健所運営協議会
71	幸区保健所運営協議会
72	中原区保健所運営協議会
73	高津区保健所運営協議会
74	宮前区保健所運営協議会
75	多摩区保健所運営協議会

	名　称
76	麻生区保健所運営協議会
77	川崎市市民オンブズマン
78	川崎市人権オンブズパーソン
79	学校運営協議会
80	川崎市社会教育委員会議
81	川崎市文化財審議会
82	川崎市いじめ防止対策連絡協議会
83	川崎市いじめ問題専門・調査委員会

協議会等一覧

資料 3

整理統合等を行う協議会等

	名　称
1	川崎市政90周年記念表彰選考委員会
2	自主防災活動功労者表彰選考会
3	川崎市公衆無線LAN環境整備検討委員会
4	防災協力連絡会
5	原子力施設安全対策協議会
6	川崎市政策評価委員会
7	川崎市自治推進委員会
8	川崎市市民活動支援指針改訂検討委員会
9	川崎市市民活動推進委員会
10	スポーツ・文化複合施設PFI事業推進委員会
11	川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会
12	平和推進補助事業選定委員会
13	川崎市広報モニター委員会
14	川崎市イメージアップ事業認定審査会
15	かわさき市美術展運営委員会
16	川崎市市民ミュージアム資料等収集委員会
17	川崎市岡本太郎美術館資料等収集委員会
18	川崎市岡本太郎美術館資料評価委員会
19	川崎市中小企業金融対策委員会
20	川崎市技能功労者等選考委員会
21	川崎市歯科保健・医療・福祉・推進協議会
22	川崎市地域・職域連携推進協議会
23	川崎市エイズ対策推進協議会
24	救急搬送受入専門会議
25	川崎市障害者雇用推進会議
26	川崎市精神保健福祉センター判定会
27	川崎市乳がん検診精度管理委員会
28	川崎市胃がん内視鏡検診精度管理委員会
29	川崎市休日急患診療所運営委員会連絡協議会
30	川崎市救急医療情報システム運営委員会
31	川崎駅周辺地区荷さばき対策検討協議会
32	地下鉄・周辺整備懇談会
33	川崎市バス事業経営問題検討会

	名　称
34	川崎市地域公共交通会議
35	川崎区健康づくり推進会議
36	川崎区こども総合支援ネットワーク会議
37	幸区健康づくり推進会議
38	中原区健康づくり推進会議
39	高津区健康づくり推進会議
40	宮前区健康づくり推進会議
41	多摩区公園を拠点としたコミュニティづくり推進委員会
42	多摩区健康づくり推進会議
43	麻生区健康づくり推進会議
44	川崎市大学奨学生選考委員会
45	川崎市立学校児童生徒腎疾患対策委員会
46	川崎市立学校児童生徒糖尿病対策委員会
47	川崎市立学校児童生徒心臓病運営委員会
48	川崎市就学時健康診断検討委員会
49	川崎市立学校児童生徒結核対策委員会
50	川崎市よい歯の学校並びに歯の衛生に関するポスター・歯科保健啓発標語審査会
51	市立学校社会見学委員会
52	川崎市児童生徒指導研究協議会
53	川崎市就学指導委員会
54	「読書のまち・かわさき」事業推進委員会
55	「読書のまち・かわさき」子ども読書活動連絡協議会
56	川崎市特別支援教育問題研究協議会
57	川崎市家庭教育推進協議会
58	川崎市地域日本語教育推進協議会
59	川崎市地域教育会議推進協議会
60	川崎子ども会議推進委員会
61	川崎市生涯学習大学等高等教育機関連絡会議
62	川崎市学校施設有効活用あり方検討委員会
63	地名資料収集委員会
64	中学校給食推進連絡協議会
65	地域の寺子屋事業運営推進会議

懇談会及び公営企業の附属機関等に準ずるもの

	名　称
1	川崎市総合計画市民検討会議
2	川崎市総合計画有識者会議
3	川崎市の財政に関する研究会
4	川崎市資産改革検討委員会
5	川崎市ファイナンスに関する検討委員会
6	川崎市母子保健運営協議会
7	特定不妊治療費助成事業協議会
8	川崎市放課後子どもプラン推進委員会
9	川崎市食の安全確保対策協議会
10	川崎市労働問題協議会
11	川崎市労働災害防止研究集会運営委員会
12	環境パートナーシップかわさき
13	川崎市ごみ減量推進市民会議
14	汚染土壌処理業施設専門家会議
15	川崎市再生可能エネルギー等導入推進基金事業評価委員会
16	市民健康づくり運動推進会議
17	川崎市ホームレス自立支援推進市民協議会
18	川崎市バリアフリーのまちづくり推進協議会
19	川崎市耐震改修構造判定検討委員会
20	川崎市宅地耐震化推進事業検討委員会
21	川崎区地域福祉計画推進委員会
22	幸区地域福祉計画推進検討会議
23	中原区地域福祉計画推進検討会議
24	高津区地域福祉計画推進検討会議
25	宮前区保健福祉のまちづくり推進会議
26	多摩区地域福祉計画推進会議
27	あさお福祉計画推進検討会議
28	川崎市教育改革推進協議会
29	川崎市上下水道事業経営問題協議会
30	民間活用推進委員会（上下水道局）
31	川崎市交通局広告付きバス停留所上屋広告物審査委員会
32	川崎市交通局車体利用広告デザイン審査委員会
33	川崎市バス営業所管理委託事業者選定委員会

	名　称
34	川崎市交通局営業所管理委託に係る評価委員会
35	川崎市立多摩病院運営協議会
36	川崎市立病院運営委員会